

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年2月6日受付分)

名称

特定非営利活動法人神の子

縦覧期間

令和8年2月6日(金)から
令和8年2月20日(金)まで

特定非営利活動法人ハニービー一定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハニービーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市岡田366番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対し、地域における交流の促進、安全で安心な生活環境の確保、地域の活性化を図ることを目的とする。そのために、子どもの健全育成を目的とした体験的学習の機会の提供、災害時及び平時におけるドローンを活用した防災・減災、支援活動並びに人と野生動物との共存を目指した環境保全活動を行う。神社・寺等の地域資源を活用した活動を通じて、豊かで住みやすい地域社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害援助活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 生涯学習活動
- (2) 体験学習
- (3) 情報発信・企画
- (4) 地域活性化事業
- (5) 野生動物の保護
- (6) 災害時の救援活動
- (7) 地域安全・防災・減災支援事業
- (8) 学習体験プログラムの企画運営事業
- (9) 地域住民、行政、関係各機関とのネットワークづくり

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、賛助の意思を持つ個人又は団体
- (3) 協力会員 この法人の目的に賛同し、協力の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人

- (2) 監事 3人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の数
の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数2分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 49 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページと内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	飯塚 敏成
副理事長	小野田 梨香
副理事長	中野 由美
監 事	岡田 育子
監 事	大崎 泉
監 事	小松 里江
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2023年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2023年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
年会費	6,000 円	0 円
(2) 賛助会員		
年会費	6,000 円	一口 6,000 円
(3) 協力会員		
年会費	0 円	0 円

事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人神の子

1. 基本方針

設立して3年となり、前年度に引き続き各種事業の実施エリアを広げていく事が目標です。本年度の事業の実施に当たっては、地域住民との交流を重視し、子どもの健全育成を目的とした体験学習の機会を継続的に提供する。災害時および平時におけるドローンを活用した防災・減災・支援活動や、人と野生動物との共存を目指した環境保全活動を行う。

また、神社・寺等の地域資源を活用した活動を通じて、地域への愛着と理解を深め、行政および関係機関との連携を図りながら、一時的に終わらない持続可能な取り組みとして事業を展開し、豊かで住みやすい地域社会の創造を目指す。

2. 特定非営利活動に係る事業

(1) 生涯学習活動

地域住民を対象に、世代を超えた学びの機会を提供し、地域課題への理解促進および主体的な参画を促すための生涯学習に関する講座、研修等を行う事業

(2) 体験学習

子どもおよび地域住民を対象に、自然・地域資源・文化等を活用した体験学習の機会を提供し、健全な成長と地域への関心を育む事業

(3) 情報発信・企画

神社等で行うイベントの復活を、自治体へ依頼・支援し地域住民が神社等に集まる機会を増やす。

(4) 地域活性化事業

町おこしとして、町内スタンプラリー等を発案し、神社等もパワースポットとしてスタンプラリーの目的地の一つとして加え、町内をプチ観光めぐりが出来るように支援コンサルする。現在は神埼郡福崎町えびす神社コンサル中
神社・寺等の草引き、清掃行事・祭事への参加、イベント開催への協力

(5) 野生動物の保護

人と野生動物との共存を目指し、自然環境の保全や野生動物に関する調査、啓発、保護等を行う事業

(6) 災害時の救援活動

ドローン等の最先端技術を活用した防災、減災活動及び災害支援活動

- (7) 地域安全・防災・減災支援事業
平時および災害時において、地域の安全確保を目的とし、防災・減災に関する啓発活動、訓練、支援活動を行う事業
- (8) 学習体験プログラムの企画運営事業
子どもおよび地域住民を対象に、学びと体験を組み合わせた各種プログラムを企画・運営し、地域力の向上を図る事業
- (9) 地域住民、行政、関係各機関とのネットワークづくり
地域住民、団体、行政、関係機関等との連携を促進し、相互協力体制の構築および地域課題の解決を図るためのネットワークづくりを行う事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 生涯学習活動	地域資源（神社・寺等）を活用した学習活動や、環境美化活動	毎月第2週	荒川神社他	5名～10名	0
(2) 体験学習	子供及び若者を対象とした地域資源を活用した体験的学習、交流及び居場所提供	毎月1回	カフェあまのじゃく他	5名～10名	0
(3) 情報発信・企画	イベント企画案を自治体へ交渉	年4回程度	亀山本徳寺他	5名～10名	0

(4) 地域活性化事業	イベント・行事参加	毎月第1週	えびす神社他	5名～10名	0
(5) 野生動物の保護	ドローン等を活用した自然環境や野生動物の生息状況の観察・記録・環境変化の把握、調査結果を活用した啓発および保全活動	年間を通じて不定期に実施 事業内容や状況を踏まえ、必要に応じて実施	活動内容及び実施状況に応じて適切な場所を選定	5名～10名	0

(6) 災害時の救援活動	災害発生時にドローン等を活用した被災状況の把握、関係機関との情報共有、必要に応じた人的・物資支援	年間を通じて不定期に実施 事業内容や状況を踏まえ、必要に応じて実施	活動内容及び実施状況に応じて適切な場所を選定	5名～10名	0
(7) 地域安全・防災・減災支援事業	ドローンを活用した訓練や防災講習、地域住民への啓発活動、関係機関との連携体制づくりを行う	毎月4回	相生高等学院他	5名～10名	0
(8) 学習体験プログラムの企画運営事業	子供及び若者を対象とした地域資源を活用した体験的学習、交流及び居場所提供	毎月1回	カフェあまのじゃく他	5名～10名	0
(9) 地域住民、行政、関係各機関とのネットワークづくり	地域住民、関係団体、行政等との情報共有、意見交換、連携促進を図り、協力体制の構築及び維持	年間を通じて不定期に実施 事業内容や状況を踏まえ、必要に応じて実施	活動内容及び実施状況に応じて適切な場所を選定		0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 3月

②理事会 原則として年一回以上開催し、必要に応じて臨時に開催する

(2) 事務局体制

本法人の事業運営を円滑に行うため、事務局を設置し、理事長の指揮のもと、理事および関係者が連携して事業の企画、運営、連絡調整等の実施を担当する

法人名： 特定非営利活動法人神の子
 活動予算計算書
 2025年 4月 1日 ～ 2026年 3月 31日まで

(単位：円)

科 目	金 額			
I 経常収益				
1 受取会費				
正会員受取会費	66,000			
賛助会員受取会費	114,000			
2 受取寄付金				
受取寄付金	0			
4 事業収益				
経営再生事業収益	0			
地域づくり調査事業収益	0			
地域活性化事業収益	0			
神社・寺等と地域住民との交流促進事業収益	0			
会員市民の交流事業収益	0			
経常収益計	180,000		A	180,000
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
給料手当		0		
法定福利費		0		
人件費計		0		
(2) その他経費				
消耗品費		0		
支払寄付金		0		
交通費		0		
その他経費計		0		
事業費計		0		0
2 管理費				
(1) 人件費				
報酬		0		
役員報酬未払金		0		
人件費計		0		0
(2) その他経費				
支払手数料		0		
消耗品費		0		
通信費		0		
地代家賃		360,000		
その他経費計		360,000		360,000
管理費計			B	360,000
経常費用計				
当期正味財産増減額		A-B		△ 180,000
前期繰越正味財産額	△ 998,355			△ 998,355
次期繰越正味財産額				△ 1,178,355

事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人神の子

1. 基本方針

設立して3年となり、前年度に引き続き各種事業の実施エリアを広げていく事が目標です。本年度の事業の実施に当たっては、地域住民との交流を重視し、子どもの健全育成を目的とした体験学習の機会を継続的に提供する。災害時および平時におけるドローンを活用した防災・減災・支援活動や、人と野生動物との共存を目指した環境保全活動を行う。

また、神社・寺等の地域資源を活用した活動を通じて、地域への愛着と理解を深め、行政および関係機関との連携を図りながら、一時的に終わらない持続可能な取り組みとして事業を展開し、豊かで住みやすい地域社会の創造を目指す。

2. 特定非営利活動に係る事業

(1) 生涯学習活動

地域住民を対象に、世代を超えた学びの機会を提供し、地域課題への理解促進および主体的な参画を促すための生涯学習に関する講座、研修等を行う事業

(2) 体験学習

子どもおよび地域住民を対象に、自然・地域資源・文化等を活用した体験学習の機会を提供し、健全な成長と地域への関心を育む事業

(3) 情報発信・企画

神社等で行うイベントの復活を、自治体へ依頼・支援し地域住民が神社等に集まる機会を増やす。

(4) 地域活性化事業

町おこしとして、町内スタンプラリー等を発案し、神社等もパワースポットとしてスタンプラリーの目的地の一つとして加え、町内をプチ観光めぐりが出来るように支援コンサルする。現在は神埼郡福崎町えびす神社コンサル中
神社・寺等の草引き、清掃行事・祭事への参加、イベント開催への協力

(5) 野生動物の保護

人と野生動物との共存を目指し、自然環境の保全や野生動物に関する調査、啓発、保護等を行う事業

(6) 災害時の救援活動

ドローン等の最先端技術を活用した防災、減災活動及び災害支援活動

- (7) 地域安全・防災・減災支援事業
 平時および災害時において、地域の安全確保を目的とし、防災・減災に関する啓発活動、訓練、支援活動を行う事業
- (8) 学習体験プログラムの企画運営事業
 子どもおよび地域住民を対象に、学びと体験を組み合わせた各種プログラムを企画・運営し、地域力の向上を図る事業
- (9) 地域住民、行政、関係各機関とのネットワークづくり
 地域住民、団体、行政、関係機関等との連携を促進し、相互協力体制の構築および地域課題の解決を図るためのネットワークづくりを行う事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 生涯学習活動	地域資源（神社・寺等）を活用した学習活動や、環境美化活動	毎月第2週	荒川神社他	5名～10名	0
(2) 体験学習	子供及び若者を対象とした地域資源を活用した体験的学習、交流及び居場所提供	毎月1回	カフェあまのじゃく他	5名～10名	0
(3) 情報発信・企画	イベント企画案を自治体へ交渉	年4回程度	亀山本徳寺他	5名～10名	0

(4) 地域活性化事業	イベント・行事参加	毎月第1週	えびす神社他	5名～10名	0
(5) 野生動物の保護	ドローン等を活用した自然環境や野生動物の生息状況の観察・記録・環境変化の把握、調査結果を活用した啓発および保全活動	年間を通じて不定期に実施 事業内容や状況を踏まえ、必要に応じて実施	活動内容及び実施状況に応じて適切な場所を選定	5名～10名	0

(6) 災害時の救援活動	災害発生時にドローン等を活用した被災状況の把握、関係機関との情報共有、必要に応じた人的・物資支援	年間を通じて不定期に実施 事業内容や状況を踏まえ、必要に応じて実施	活動内容及び実施状況に応じて適切な場所を選定	5名～10名	0
(7) 地域安全・防災・減災支援事業	ドローンを活用した訓練や防災講習、地域住民への啓発活動、関係機関との連携体制づくりを行う	毎月4回	相生高等学院 他	5名～10名	0
(8) 学習体験プログラムの企画運営事業	子供及び若者を対象とした地域資源を活用した体験的学習、交流及び居場所提供	毎月1回	カフェあまのじゃく他	5名～10名	0
(9) 地域住民、行政、関係各機関とのネットワークづくり	地域住民、関係団体、行政等との情報共有、意見交換、連携促進を図り、協力体制の構築及び維持	年間を通じて不定期に実施 事業内容や状況を踏まえ、必要に応じて実施	活動内容及び実施状況に応じて適切な場所を選定		0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 3月

②理事会 原則として年一回以上開催し、必要に応じて臨時に開催する

(2) 事務局体制

本法人の事業運営を円滑に行うため、事務局を設置し、理事長の指揮のもと、理事および関係者が連携して事業の企画、運営、連絡調整等の実施を担当する

法人名： 特定非営利活動法人神の子
 活動予算計算書
 2026年 4月 1日 ～ 2027年 3月 31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	66,000		
賛助会員受取会費	114,000		
2 受取寄付金			
受取寄付金	0		
4 事業収益			
生涯学習活動	0		
体験学習	0		
情報発信・企画	0		
地域活性化事業	0		
野生動物の保護	0		
災害時の救援活動	0		
地域安全・防災・減災支援事業	0		
学習体験プログラムの企画運営事業	0		
ネットワークづくり	0		
経常収益計	180,000	A	180,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当		0	
法定福利費		0	
人件費計		0	
(2) その他経費			
消耗品費		0	
支払寄付金		0	
交通費		0	
その他経費計		0	
事業費計		0	0
2 管理費			
(1) 人件費			
報酬		0	
役員報酬未払金		0	
人件費計		0	0
(2) その他経費			
支払手数料		0	
消耗品費		0	
通信費		0	
地代家賃	360,000		
その他経費計	360,000		360,000
管理費計		B	360,000
経常費用計			
当期正味財産増減額		A-B	△ 180,000
前期繰越正味財産額	△ 1,178,355		△ 1,178,355
次期繰越正味財産額			△ 1,358,355